

につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項及び第三項、第四十一条の十二第二項並びに第四十二条の十二第一項から第三項までに規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等

非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国に
団体配当等であつて所得税の免除を定める租税
条約の規定の適用があるものについては、所得
税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十
四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百
七八条、第一百七十九条並びに第一百十二条第一
項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第
一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一
項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第
四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二
第一項から第三項までの規定の適用はないもの
とする。

非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等
のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以
外の相手国等との間の租税条約の規定において
当該非居住者又は外国法人が構成員となつてい
る。

つては、当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七百七十五条、第八百八十二条、第二百五条、第二百八十八条、第二百九十三条、第二百十一条若しくは第二百十三条规定又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項から第三項までの規定（以下この項において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）の適用については、当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十七条の二十八の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率（当該

8
非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国
团体配当等であつて所得税の免除を定める租税
条約の規定の適用があるものについては、所得
税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税
特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条
の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項か
ら第三項までの規定の適用はないものとする。
所得税法第二条第一項第三号に規定する居住
者（以下この条において「居住者」という。）
又は同項第六号に規定する内国法人（人格のな
い社団等を含む。以下「内国法人」という。）
が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定
において当該居住者は内国法人が構成員となる
ものに当該居住者が該当する場合に限り適用

る当該相手国等の团体の所得として取り扱われるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第八条の一第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三项までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらに規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

所得稅法第七百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国人が第三国團体配当等（同法第百六十五条又は法人稅法第百四十二条若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国團体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。（この場合において、次の表の上欄に掲げる所得稅法の規定中同一表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。）

等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十一条及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の二の第二項、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項に規定する配当等及び譲渡収益並びに第三項、第五項、第七項及び第九項に規定する配当等に対し所得税を課さず、又はこれららの配当等及び当該譲渡収益に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に第一項、第三項、第五項及び第七項に規定する限度税率若しくは適用限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

率が零を下回る場合には、零。以下この項において、「控除後限度税率」という。とする。」が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定配当等につきそれぞれ適用される限度税率（当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において、「適用限度税率」という。）によるものとする。

前項の規定のうち、道府県に関する規定は都について準用する。この場合において、同項中「道府県民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。

第三項 第二項 第七号 第一条 百 前 る 号 に 掲 げ	第一項 第二項 第七号 第一条 百 第 百 七十 条 (稅 率)							
用して計算した	る源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)の限度税率を適用する。	の年三月十五日による申告書を提出する。	月十五日(同日前に国内に居所を有しない場合における場合)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	月十五日(翌年三月十五日)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。
(配当等又は譲渡収益に対する所得税の特例等)の限度税率を適用する。	の年三月十五日による申告書を提出する。	月十五日(同日前に国内に居所を有しない場合における場合)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	月十五日(翌年三月十五日)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	することとなる。
用して計算した	る源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)の限度税率を適用する。	の年三月十五日による申告書を提出する。	月十五日(同日前に国内に居所を有しない場合における場合)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	月十五日(翌年三月十五日)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。
(配当等又は譲渡収益に対する所得税の特例等)の限度税率を適用する。	の年三月十五日による申告書を提出する。	月十五日(同日前に国内に居所を有しない場合における場合)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	月十五日(翌年三月十五日)には、その有しないこととなる。	ある場合を除き、その有しないこととなる。	ることとなる。	することとなる。

三 所得税法第六十九条の規定の適用について
四 は、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。）」とする。
所得稅法第七十一条及び第七十二条から第

額」と、同条第一項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第一二十一項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の規定による所得税の額」とする。

前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に關する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十号中「山林所得金額」とあるのは、
「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴
う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等
に関する法律（以下「租税条約等実施特例
法」という。）第三条の二第二十四項（配当
等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得
税の税率の特例等）に規定する特定給付補填
金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付
補填金等に係る雑所得等の金額」という。）
とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用について
は、同条第一項中「各種所得の金額」とある
のは、「各種所得の金額（特定給付補填金等
に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第
八十七条までの規定の適用については、これ
らの規定中「総所得金額」とあるのは、「総
所得金額（特定給付補填金等に係る雑所得
の金額）」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定
の適用については、同法第九十二条第一項中

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十三号までの規定は、前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額は、それが同一所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年の年中の特定給付補填金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十三号までの規定は、前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額として、政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）に対し、特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同法第九十五条中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収による所得税の税率の特例等）の規定による所得税の額」とする。

民税の納稅義務者が支払を受ける配当等のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該納稅義務者が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定外国配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する地方税法第七十七条の六第一項若しくは第二項又は第七十七条の二十八の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これららの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合において、同法第三十二条第十一項及び第十三項並びに三百三十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

前項の規定は、特定外国配当等に対し住民税を課さず、又は当該特定外国配当等に対する住民税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

租税条約が住民税についても適用がある場合において、住民税の納稅義務者が支払を受ける特定外国配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十七条の五、第七十七条の六、第七十七条の八から第七十七条の二十二まで、第七十七条の二十六から第七十七条の四十三まで、第七十七条の四十七並びに三百三十三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は前項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所

得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の乗じて得た率（当該個人が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の一）当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率を乗じて計算した金額に相当する（一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第六項及び第八項において同じ。）を課する。

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条の適用について、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定

五 地方税法第三十七条から第三十七条の四までの適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

あるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の人及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による申告に関する特例その他の前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」

特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額とする。

七 地方税法附則第五条の人及び附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

九 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

八 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第十九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七條、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第二条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額

割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額(同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の合計額」とする。

9 第一項の規定の適用がある場合（第六項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第七項に規定する確定申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号口に規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下の項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百十三条规定の適用を受けることなく、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課す。

10 前項の規定の適用がある場合には、次に定めることによる。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百四十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百四十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十二条、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第三条の二の二第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、これらの規定中の「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

四 地方税法第三百十三条规定（雜損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百四十四条の二の規定の適用については、これらの規定中の「総所得金額」とあるのは、「山林所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三百十四条の八、第三百四十四条の九第一項、附則第五条第三項、附则第五条の四第六项及び附则第五条の四の二

第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の合計額」とする。

市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。市町村内に住所を有する個人が支払を受ける

条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

13 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第三百一十七条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき限り、適用する。

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に

Digitized by srujanika@gmail.com

と、同項前段並びに同法第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第二項の規定による市町村民税の所得の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」である。同条第十四項第四号の規定により読み替え

五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第二十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」

八 得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。
八 前各号に定めるもののほか、第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第一項の規定の適用がある場合(第十二項の規定の適用がある場合を除く。)における地方税法第三百四十四条の九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税約等実施特例法」という。)」
第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第十三項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額に

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
第三条の一の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(地方税法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。次項において同じ)が前条第十項に規定する条約適用利息等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第一項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額(二と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

それ「特別区」又は「特別区民税」と読み替えるものとする。

18 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定

三 条の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額とする。

八 得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。
八 前各号に定めるもののほか、第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第一項の規定の適用がある場合(第十二項の規定の適用がある場合を除く。)における地方税法第三百四十四条の九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税約等実施特例法」という。)」
第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第十三項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額に

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
第三条の一の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者(地方税法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。次項において同じ)が前条第十項に規定する条約適用利息等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第一項」と、「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額(「と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

それ「特別区」又は「特別区民税」と読み替えるものとする。

18 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定

租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三十三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。世帯主義はその世帯に属する国民健康保険の

約の規定において当該相手国居住者等の所得と
して取り扱われる部分に限る)につき当該課税
税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の
免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用が
あるときは、政令で定めるところにより、その
支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二
第三項の規定により徴収された所得税で同条第
四項の所得税とみなされたものの額(次項又は
同条第五項の規定により還付した額を除く。)
に相当する金額の全部又は一部を還付する。
割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引
債の償還差益の支払をする場合において、当該
償還差益(租税条約の規定において当該外国法
人

条約の規定の適用があるものに係る所得（所得額）税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条（若しくは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第三項第三号、第一百六十四条第一項及び第二項から第六十五条の六まで並びに法人税法第八条及び第一百四十一条から第一百四十四条の二までの三までの規定の適用はないものとする。

外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われる部分（次項において

6
金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。
非居住者又は外国法人が有する相手国団体所 得であつて所得税又は法人税の免除を定める租 税条約の規定のあるものに係る所得（所得 税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条 若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けたるものに限る。）については、所得税法第七条 第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六

十五条から第六十五条の六まで並びに法人税額法第八条及び第四百四十二条から第四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

第一項、第三項及び第五項に規定する所得額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じ

8 た年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

第一項、第三項及び第五項の場合において、

当該租税条約の限度税率が住民税（道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税額減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率で地方法人税法第十一条第一項の税率と次条第一項に規定する住民税の法人税額を合計した上で、この税率を用いて算出される。

第五条 租税条約が住民税についても適用がある
たものとして政令で定める税率とする。
(配当等又は譲渡収益に係る住民税等の課税の
特例)

場合において、相手国居住者等である法人に対する住民税を課するときは、その課税標準である

法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税

卷之三

率は地方税法第五十一条第一項又は第三百十

四條の四第一項（同法第七百三十四條第三項）

同治第十四年三月四日第三項

お
ハ
テ
準
用
す
る
場
合
を
含
む。
こ
規
定
す
る
法
人

卷之三

税割の標準税率とする

卷之三

前項に規定するその課税標準である法人税額

○○○前条第一項、第三項及び第五項の規定十

の江戸前条第一項

3 る所得に對応する部分の金額は、當該法人の法人税額のうち、當該所得に對応する部分の金額として同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項、第三項及び第五項の規定によつて輕減された金額を控除した金額とする。

又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十二条の十三第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

第五条の二 都道府県に、利和多納が事業税としてして適用がある場合において、前条第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行う事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する配当又は譲渡収益をその課税標準に含めないものとする。

(相手国等転出時課税の規定の受けた場合の所得税の課税の特例)

合の所得税の課税の特例

合の所得税の課税の特例

渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信
用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたことを考慮するものとされるときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同法第二項の規定の適用があるものを除く。）

については同条第二項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引とそれそれみなしして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額、山林所得の金額」と、「をしたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「による所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。

前項に規定する相手国等転出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課すこととされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

は、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外転出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課すこととされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例) 第五条の二の二 所得税法第二条第一項第三号に

規定する居住者が支払った又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保章制度を）をいう。以下この項及び第三項

において同じ)。に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並

びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。)については、同法第七十四条第一項に規定する社

会保険料（第三項において「社会保険料」といふ。）とみなして、同法（第八十九条第一項及び第二項第一号に規定する事務所の設立の条件を除く。）の規定を適用する。

用する。この場合において、同法第二百一十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法

及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税

の課税の特例)に規定する保険料に係るもの」とする。

前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める額とす

相手国居住者等で恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいり。第二項之れ第、更ニテハ、二門ノ。）を有することをいう。

う 第五項及び第六項において同じ) を有する非居住者であるものがその給与又は報酬(同法第一百六十二条第一項第十二号に掲げる国内源業者等に該当するに限る。第二項本文第

泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。)から支払つた又は控除される特定社会保険料(社会保険料及び当該相手国による三者等による組合きのうの上記二種の税金)

居住者等は係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として合計又は報酬に対する差額と算定されない。

して結果又は幹部に於し租税を課さないことを
されるものをいう。以下この条において同じ。) につ
いては、当該相手国居住者等の同法第百六
一五条第一項に規定する総合課税に係る所得課

十五条第一項に規定する総合課税は併し所得税の課税標準及び所得税の額につき同項の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十一条第

に並んで計算する場合に、同法第二十九条第一項中「給与所得控除額」とあるのは、「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法」、法人脱去及び他方脱去の寺列等に関する法

会保険料（以下「特定社会保険料」という。）は、法律及び規則の特徴等に関する法律第五条の二の二第三項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」とい

の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二

第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料

「前項の一定の金額とは、第一項に規定する政令で定める金額をいう。」と読み替えるものとする。

相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払つた場合又は控除される場合

において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等

に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つ

た又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第百七十条及び第百七十二条の規定の適用については、同法第百七十七条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と同法第百七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき」である。当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額を控除した残額及び当該残額につき」とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例（第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払った場合等の住民税の課税の特例）

第五条の三 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。）についても適用がある場合において、道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払った又は控除される保険料（前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。）については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3. 税率規約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割(地方税法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割をいう。)の納稅義務者が支払った又は控除される保険料については、同法第三百一十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

地方税法第三百一十七条の二第三項の規定は、

前項の納稅義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(双方居住者の取扱い)
第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(当該租税条約の規定の適用を受ける住民税(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。)又は事業税に係る部分に限る。)及びこの法律(第十条の五から第十三条の十二までを除く。)の規定を適用する。

(租税条約に基づく認定)

り国内源泉所得とみなされるものを含む。) 又は法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得(同法第百三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)を有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定(以下この条において「租税条約に基づく認定」という。)を受けることができる。

3 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者との間の租税条約の規定において当該非居住者手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等の相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつていてる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「相手国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつていてる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「第三国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつていてる当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「特定所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当

該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

前各項の租税条約に基づく認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき租税条約に基づく認定をしたとき又は当該租税条約に基づく認定をしないことを決定したときは、当該申請書類を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならぬ。

8 しむにわいからし
9 国税庁長官は、租税条約に基づく認定を受け
た者について、第六項に規定する理由がなくな
つたと認める場合その他の政令で定める場合に
は、その認定を取り消すことができる。

10 国税庁の当該職員は、租税条約に基づく認定
又は当該租税条約に基づく認定の取消しに関し
必要な調査をすることができる。

国税庁長官は、第八項の規定により租税条約

11 に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
租税条約に基づく認定を受けた者は、当該租税条約に基づく認定に係る第六項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、財務省令で定めるとこにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を

記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。
国税庁長官は、租税条約に基づく認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該租税条約に基づく認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたときは又は当該租税条約に基づく認定を取り消したときにについても、同様とする。
(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)
第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者

等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同様の用語は、別途定義するまで内国法人に係る租税（当該相手との間の租税条約の適用があるものに限る）を指す。）若しくは内国法人に係る租税（当該相手との間の租税条約の適用があるものに限る）

る。)の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号))第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。次項において同じ。)又は税額等(同号ニからハまでに掲げる事項をいふ。)につき更正(同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は決定(同法第二十五条の規定による決定をいう。同項において同じ。)に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に關し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額(所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。)内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度(地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)の基準法人税額(同法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうち減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該相手国法人又は当該相手国居住者等の更正の請求(国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。)に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎として、更正をすることができる。

十五百第法税得所

修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定する法律第七条第一項又は第二項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する事項

4 所得税法第五百五十三条（同法第六百六十七条に
おいて準用する場合を含む。）並びに法人税法
第八十一条及び第一百四十五条並びに地方法人税
法第二十四条の規定は、第一項又は第二項の更
正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手國
居住者等について準用する。この場合において
て、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に
掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれ
ぞれ読み替えるものとする。

第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

該国内法人の各事業年度の所得に対する法人税額の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該国内法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該国内法人の各事業年度の国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

第九十五条第一項に規定する国外所得金額をしない、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。(以下この項において同じ。)又は国内法人の各事業年度の国外所得金額(各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当

条四十二 第法稅人法方地		条五十四 百					
修正申告書の提出 又は更正若しくは 決定	修正申告書又は更 正若しくは決定	修正申告書を提 出更正	修正申告書の提出 又は更正若しくは 決定	修正申告書に記載した、 又は決定	で決定	修正申告書又は更 正若しくは決定	修正申告書の提出 更正
修正申告書の提出 又は更正若しくは 決定	修正申告書を提出 し、又は更正若しくは 決定する。(以下この条 において同じ。)	第一百四十四条の六 第一項第十一号又は第二 項第五号に掲げる金額(当 該同項第五号に掲げる金額 (同項第八号の規定に該當す る場合には、同号に掲げ る金額)若しくは同項第六 号に掲げる金額(同項第九 	第一百四十四条の六 第一項第十一号若しくは第二 項第五号に掲げる欠損金額若しくは 同項第五号に掲げる金額(当 該同項第五号に掲げる金額 (同項第八号の規定に該當す る場合には、同号に掲げ る金額)若しくは同項第六 	の確定申告書に記載した、 又は決定	又は決定	修正申告書又は更 正若しくは決定	修正申告書を提 出更正
修正申告書の提出 更正							

意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。
2 総務大臣は、前項の規定により財務大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならぬ。
(相手国等への情報提供)

付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続き)

第八条 財務大臣は、相手国等の権限ある当局と当該相手国等との間の租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意

5
て決定
の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
第一項に規定する課税標準等若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、國税局長又は税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、國税通則法第五十八条第一項に規定する還

四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 あつた場合には、当該相手国等の税務当局が当該要請に係る情報を入手するためによつて常用するべき手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

財務大臣は、租税条約等に定めるところによつて、当該租税条約等に係る相手国等の税務当局から之の要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事案件（当該相手国等の租税に関する刑事案件その他当該相手国等の税務当局が調査を行う犯則事件を除く。以下この項において同じ。）の検査又は審判（以下この項において「検査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該要請に係る刑事案件の検査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について検査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事案件の検査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

4 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

（相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査（当該相手国等の刑事案件の検査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。）に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行つたために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事

業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。）の作成又は保存がされる場合における当該電磁的記録を含む。第十条の十三第一項並びに第十三条第四項第二号及び第十号において同じ。）その写しを含む。）の提示若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のため調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

3 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置）

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する法令を執行する当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下の条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行つたために、当該要請において特定された者（以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。）に対して出頭を求め、提供対象者に対し質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え等）

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則

事件の調査に次ぐことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいふ。第五項及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めることで足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

前項の場合において、急速を要するときは、第3項及び第十条の四において同じ。）をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき物件の所在を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名（法人（人格のない社団等を含む。第十三条第五項において同じ。）については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を国税庁、国

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録置き令付差押えをさせることができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対しても、書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合はこの限りでない。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託)

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八条の二第一項の規定により必要とされる情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押え若しくは記録命令付差押え若しくは翻訳を嘱託する物若しくは記録命令付差押え若しくは翻訳を嘱託する定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定組合員等(信託の受託者にあつては、当該信託が第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。)である場合にあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とするとき)にあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員等に係る第八項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十条の八第一項において「特定対象者」といふべき第十九条の八第一項において「特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

報告金融機関等は、次の各号に掲げる者につき、政令で定めるところにより、当該各号に定める日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所又は地域(第六項及び第七項、次条第一項並びに第十条の八第一項において「住所所在国」と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。)

一 令和七年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引の所在する国又は地域(第六項及び第七項、次条第一項並びに第十条の八第一項において「住所所在国」と認められる国又は地域を特定しなければならない。)に係る契約を締結しているもの

九九年十二月三十一日(特定取引に係る契約の成立する日)

二 令和八年一月一日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行ふ者で前項の規定による届出書の提出をして行うもの、当該特定取引を行つた日から二年を経過する日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

3 前項第一号の特定取引に係る契約を締結してゐる者は、既にこの項の規定により届出書を提出している場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当該届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国での認定のための書類として総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該届出書の提出を受ける報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めることにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならないものとする。

4 第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合は、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の八第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたことを知つた日）から三月を経過する日（その者が法人又は特定組合員等である場合には、政令で定める日）までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

5 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

6 報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在の国と認められる国又は地域その他の事實が第一項若しくは第三項の規定により提出された届

出書又は第四項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」といいう。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあつては、政令で定める日）までに、当該届出書等を提出した者に対し第四項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域その他の実事が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても 同様とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日」のあるのは「次項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の」と、「取得の日から」とあるのは「該当することとなつた日から」と、「日（当該）」あるのは「日（）」と、「当該届出書等を提出した者に対し第四項」とあるのは「第一項第一号の特定取引を行つた者に対し第三項」と、「異動届出書の提出の」とあるのは「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替えるものとする。

一 特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

二 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項（居住地を除く。）に相当する事項として総務省令、財務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。

三 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地と認め

められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在の国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したときその他政令で定める場合

号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

一 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内（この法律の施行地をいう。次条第一項、第十条の九第五項第二号及び第十条の十第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定める者にあつては、政令で定める場所）をいう。

三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。

四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五 実質的支配者 法人の事業經營を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

六 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 組合契約（民法（明治二十九年法律第十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいいう。イにおいて同じ。）によって成立する組合 組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ロ イに掲げる組合に準ずる事業体 特定取引を当該事業体の業務として行う者

ハ 信託 信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの

り、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

一 令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

二 令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたことを知った日）から三月を経過する日までに、前項に規定する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

第三項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

四 報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、次条第一項及び第十条の十一第一項において「住所等所在地国」といいう。）と認められる国又は地域その他の事実が第一項の規定により提出された届出書又は第二項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得の日から三月を経過する日までに、当該届出書等を提出した者に対し第二項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告暗号資産交換業者等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の

時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行っている者

二 令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている者

前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の十二第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたことを知った日）から三月を経過する日までに、前項に規定する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

第三項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

四 報告暗号資産等取引 暗号資産等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者その他）の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内にある営業所又は事務所をいう。

五 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）の売買その他の政令で定める行為（同項において「暗号資産等売買等」という。）を行うことを内容とする契約の締結をいう。

六 実質的支配者 法人の事業經營を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

七 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合）組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、当該組合契約の利益を享受する者が行つたものと取引は、当該利益を享受する者が行つたものと取引、当該利益を享受する場合は、当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受する者が行つたものと取引して、この条から第十条の十二までの規定を適用する。

八 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

九 第十条の十 報告暗号資産交換業者等は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者（その発行する株式が外国の間で、特定対象者の住所等所在地国と認められる國又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の報告を取得した場合についても、同様とする。

二 令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者（その発行する株式が外国の間で、特定対象者の住所等所在地国と認められる國又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の報告を取得した場合についても、同様とする。

三 各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 報告暗号資産交換業者等 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者その他他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内にある営業所又は事務所をいう。

五 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所

若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外

国にこれらに類する場所を有することによ

り、又は当該外国の国籍を有することその

他これに類する基準により、所得税又は法

人税に相当する税を課されるものとされて

いる個人又は法人等（法人又は前号イから

ハまでに掲げるものをいう。以下この号に

おいて同じ。）当該外国

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針

につき実質的な決定が行われている場所が

所在する法人等（イに掲げる法人等、内国

法人及び信託を除く。）当該外国

ハ 居住者又は法人等（イ及びロに掲げる法

人等並びに信託を除く。）我が国

第一項各号に掲げる者又は同項の規定により届出書を提出した者は、同項の規定による届出書又は第二項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

七 居住地国 次に掲げるものの区分に応じ

それぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外国に住所を

有し、若しくは一定の期間を超えて居所を

有し、若しくは本店若しくは主たる事務所

若しくはその事業が管理され、かつ、支配

されている場所を有することその他当該外

国にこれらに類する場所を有することによ

り、又は当該外国の国籍を有することその

他これに類する基準により、所得税又は法

人税に相当する税を課されるものとされて

いる個人又は法人等（法人又は前号イから

ハまでに掲げるものをいう。）当該外国

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針

につき実質的な決定が行われている場所が

所在する法人等（イに掲げる法人等、内国

法人及び信託を除く。）当該外国

ハ 居住者又は法人等（イ及びロに掲げる法

人等並びに信託を除く。）我が国

第一項各号に掲げる者又は同項の規定により届出書を提出した者は、同項の規定による届出書又は第二項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

八 報告暗号資産等取引を行つたとみられる者（報告

暗号資産交換業者等 第十条の五第八項第一号

に規定する報告金融機関等その他の政令で定め

る者を除く。）が単なる名義人（外国における

これに相当するものを含む。）であつて、当該

暗号資産等取引に係る契約の利益を享受せず、

その者以外の者が当該暗号資産等取引に係る契

約の利益を享受する場合には、当該暗号資產等

取引は、当該利益を享受する者が行つたものと

して、この条から第十条の十二までの規定を適

用する。

九 前二項に定めるもののほか、第一項から第四

項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令

で定める。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提

供）

十 第十条の十 報告暗号資産交換業者等は、その年

の十二月三十一日において当該報告暗号資產交

換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資

産等取引を行つた者（その発行する株式が外

国にその他の事実が当該要求又は特定の基

因若しくは主たる事務所の所在地又は同条第一

項に規定する報告対象契約の他に当該報

告の十二月三十一日において当該報告暗号資產交

換業

告暗号資産交換業者等との間で締結している他の暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第十条の十一 報告暗号資産交換業者等との間で
その営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者等による報告事項
者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定により提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

(報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権)（取引による教練が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

第十条の十三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項（第十条の六第一項又は第十一条の十第一項に規定する報告事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者とのこれららの規定に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第七項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二

二 共助対象外国租税の徵収の共助又は徵収のための財産の保全の共助の別
三 共助対象外国租税の名称
四 共助対象外国租税の額（民事再生法第百七十九条第一項、第二百五十五条第一項（同法第二百十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百五十五条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百二十六条又は第二百九十六条において準用する場合を含む。）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十七条第三項（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百六十四条第四項又は資本の流動化に関する法律（平成一年法律第二百五号）第二百八十九条第一項（同法第二百五十五条第一項において準用する場合を含む。））

(身分証明書の携帯等)
第十条の十四 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

五　当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二　当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められることき。

三　当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第七項（同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百四条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五条第一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

一　当該要請が当該共助対象外国租税の徵収のための財産の保全の共助の要請である場合に

二 共助対象外国租税の徵収の共助又は徵収のための財産の保全の共助の別

三 共助対象外国租税の名称

四 共助対象外国租税の額（民事再生法第百七十九条第一項、第二百五十五条第一項（同法第二百十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十二条第一項若しくは第二百三十三条第一項（これらに規定を同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生手続法第二百五条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百二十六条又は第二百九十六条において準用する場合を含む。）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十七条第三項（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百六十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により権利の変更がされた後の額）

五 その他財務省令で定める事項

は同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合には、これらの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。

（報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存）

あつたときは、これを提示しなければならぬ。
(相手国等の租税の徵収の共助)
第十一條 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権(当該租税条約等の規定により徵収の共助又は徵収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。)の

は、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。
イ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第四十七条の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当する。

たときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下「この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）の徴収のための財産の保全をするものとする。

第十条の十二 報告暗号資産交換業者等は、第十一条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定め

の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、當該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は當該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税

口 ること。
　当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき國税通則法第三十八条第三項又は國税徵收法第二百五十九条第一項の規定により差押えをすることができる場合に相当する場合に該当すること。

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、其助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四四章

法第十一條第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助対象者(以下「共助対象者」といふ。)に交付すべき」と、同条第二項中「みなし」とあるのは「みなし、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助対象外國租税(その滞納処分費を含む。以下「共助対象外國租税」という。)に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十一條第三項中「みなし」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外國租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八條第二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一條第五項の規定により読み替えて適用される國稅徵收法第百二十九條第一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項及び調整法第二十条の七第三項中「みなし」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外國租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

6 徵收共助実施決定においては、所轄國稅局長等は、共助対象外國租税に係る相手国等のために、当該徵收共助実施決定に係る共助対象外國租税の額に相当する金錢の提供又は証券をもつてする歳入納付に關する法律(大正五年法律第十号)の規定による納付に準じた証券の提供を受領することができる。

7 所轄國稅局長等は、第三項の規定により徵收した共助対象外國租税の額に相当する金錢、前項の規定により受領した金錢又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金錢を、当該共助対象外國租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。この場合において、所轄國稅局長等は、これらの金錢の譲与を國稅府長官が指定した國稅局長に嘱託することができる。

8 第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外國租税につき租税条約等の規定により当該共助を中断すべきは中断することができる場合に該当する事実が発生した旨の通知があつた場合には、所轄國稅局長等は、当該共助対象外國租税に係る共助の中止の決定をするものとする。この場合において、所轄國稅局長等は當該中止の決定後にいて当該共助対象外國租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分(交付要求を含む。)をすることができないものとし、

徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第百五十九条の規定による。

に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる我が国の租税債権に限る。以

錢の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税
庁長官が指定した国税局長（次項において「指
定国税局長」という。）に嘱託することができ

第三項 末の百六	第七十二前二項 延滞税等及び還付	前項 還付加算金
-------------	---------------------	-------------

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十二条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせることの目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第九条第一項若しくは第十条の十三第一項に規定による当該職員の質問に対して答弁せぬこと、又は偽りの答弁をし、又はこれらを併科する。
記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは忌避したとき。
三 第十条の五第一項に規定する届出書を同項に規定する特定取引の際に報告金融機関等（同条第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長等を提出せず、若しくは同条第一項若しくは第三項に規定する届出書若しくは同条第四項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出し、又は第十条の五第九項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者等」という。）が同条第八項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合（当該届出書

五 四

第十条の六第一項に規定する報告事項をそ
の提供の期限までに同項の規定による方法に
より税務署長に提供せず、又は同項の規定に
による方法により偽りの事項若しくは特定行為
に係る事項を税務署長に提供したとき。

第十条の九第一項に規定する届出書を同項
に規定する暗号資産等取引の際若しくは令和
八年十二月三十一日までに報告暗号資産交換
業者等（同条第五項第一号に規定する報告暗
号資産交換業者等をいう。以下この号において
同じ。）の営業所等（同条第五項第二号に
規定する営業所等をいう。以下この号これらに

法第百四十四条の規定による徴収職員の質問に対し、答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
第一項において準用する国税徴収法第四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

九号) 例等に関する法律(昭和三十九年法律第二十
五) 所得に対する租税に関する二重課税の回避
及び脱税の防止のための日本国とニューランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号)

九
号

得に対する租税に関する二重課税の回避
及脱税の防止のための日本国とニューギニアとの間の条約の実施に伴う所得税法等に関する法律（昭和三十八年法律第十一号）

四

する沿革（昭和三十九年法律第二十一条）

七

法第(昭和三十九年法律第二十
二重課税の回避に関する法律)

三
律

（昭和三十九年）生活衛生二十
税率に関する二重課税の回避
ための日本国とニューアジ
条約の実施に伴う所得税法
法律（昭和三十八年法律第

時
手

三十九年法律第二十
の日本国とニュー・ジ
の実施に伴う所得税法
(昭和三十九年法律第

1

二重課税の回避
本国とニュー・ジ
ル三十八年法律第

八

課税の回避 ニユージャン所得税法 八年法律第

法
律

第二十の回避

5

第法沙避

例等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十八号）

一及び二 略
三 次に掲げる規定
イからハまで 略
昭和六十三年四月一日

等の役務提供に係る対価で、当該相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるものについて適

税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の三に規定する割引債の同条に規定する償還差益について

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十二年法律第二百一十九号）

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

る改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二に規定する割引債について支払を受ける

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 第三条中所得税法第一百七十条及び第一百七

十九条の規定は、昭和四十四年一月一日（法人につき第四条又は第五条の規定を適用する場合に）は、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益について適用し、これらの日前に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については、なお従前の例による。

第三条中所得稅法第一百一十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当等については、なお従前の例による。

附則（昭和五十年三月三一日法律第
六号）抄
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十二年三月三一日法律第九号）抄
施行期日

(施丁期日) 三号) 附則 (昭和六一年三月三一日法律第一抄

〔法律施行日〕
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年九月二五日法律第九
六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の三に規定する割引債の同条に規定する償還差益については、なお前述の例による。

附 則（平成一一年一二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年五月三一日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（处分等の効力）

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

され、又は特定管理口座簿に記載若しくは記録が
限る。」同法第三十七条の十一の改正規定
定、同法第三十七条の十一の二第一項の改
正規定、同法第三十七条の十一の三第一項
の改正規定（第三十七条の十一の五）を
「第三十七条の十一の六」に改める部分を
除く。」同条第二項の改正規定、同条第三
項第一号の改正規定（この条及び次条
を「この条、次条及び第三十七条の十一の
六」に改め、「これらの契約」の下に「及
び第三十七条の十一の六第四項第一号に規
定する上場株式配当受領委任契約」を加
える部分を除く。）同法第三十七条の十一
の四の改正規定（同条第一項に係る部分を
除く。）同法第三十七条の十一の五第一項
の改正規定、同法第三十七条の十二の二
（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十
七条の十三第一項第三号の改正規定、同法
第三十七条の十三の二の改正規定、同法第
三十七条の十四の二第六項の改正規定（同
項第四号を削る部分を除く。）、同法第三十
七条の十四の三第四項の改正規定（同項第
三号を削る部分を除く。）、同法第四十一条
の十四の改正規定、同法第四十一条の十五
の二を第四十一条の十五の三とし、第四十
一条の十五の次に一条を加える改正規定並
びに同法第四十二条の三の改正規定並びに
附則第三十条、第三十二条、第三十三条
（第四項第二号及び第三号に係る部分を除
く。）、第三十六条、第三十八条、第四十二
条、第四十三条、第四十四条第一項、第四
十五条、第四十七条及び第五十四条の規
定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴
う所得税法、法人税法及び地方税法の特例
等に関する法律（昭和四十四年法律第四十
六号）、第三条の二の改正規定（同条第十四
項及び第二十項に係る部分に限る。）並び
に附則第九十四条の規定

次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十
八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)
イ 略

（医療法人）に規定する社会医療法人に限り
る。」の項に係る部分に限る。）及び同表農
業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年
法律第二百五号）第三十一条（公的医療機
関の定義）に規定する公的医療機関に該當
する病院又は診療所を設置するもので政令
で定める要件を満たすものとして財務大臣
が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和
二十三年法律第二百五号）」を削る部分を
除く。）及び法人税法別表第三の改正規定
並びに附則第十条、第十一条、第五十五条及
び第二十一条の規定、附則第九十三条中租
税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律第四条第一
項、第四項及び第六項の改正規定並びに
附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第
一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定
（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に
伴う経過措置）

附 則（平成二年三月三日法律第九号）抄
（施行期日）

新租税条約実施特例法第三条の二第二十項前段の場合は、当該上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項の改正規定（「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。）同条第一次に一条を加える改正規定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。）同条第二次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項及び第五項並びに第三十三条の二の改正規定、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定（第三十七条の一第一項前段）

罰則に関する経過措置

百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置

百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律の施行による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

その他の経過措置の政令への委任

百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年三月三一日法律第九号）抄
施行期日

による。に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年三月三日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制度の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二三十年代（平成二十二年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに

持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たつては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不斷に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）をいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一體化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）附則に基づく条例による税率をいう。）を含む税率の在り方を

附 則	(平成二十六年三月三一日法律第一 〇号) 抄
第一条	（施行期日） この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一及び二 略
三	三次に掲げる規定 平成二十七年四月一日 イから三まで 略
六	六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日 イから六まで 略
四及び五 略	八 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一條第四項の改正規定
七	七から七まで 略
十二	十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日 イ及びロ 略
ハ	ハ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等にに関する法律

(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例に関する経過措置)

法 人 税 人 法 地 方	第五百四十四條
修正申告書を提 出し、又は更 正若しくは決 定（国税通則 法第二十五条 （昭和四十四年法律 例等に関する法律 （これらの 租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税 法及び地方税法の特 例等に関する法律 （これらの 五号に掲げる金額 は同項第十一号に掲 げる金額又は同条第 二項第一号に掲げる 欠損金額若しくは同 項第三号若しくは第 二項第一号に掲げる 欠損金額若しくは同 項第一項第十 二号又は同条 第二項第五号 に掲げる金額 （当該 の確定申告書に記載し た、又は決定 で決定 修正申告書又は更 正若しくは その更正若し くは決定 修正申告書を提 出又は更正若 しくは決定 修正申告書の提 出又は更正若 しくは決定 修正申告書を提 出又は更正若 しくは決定 修正申告書を提 出又は更正若 しくは決定 修正申告書を提 出又は更正若 しくは決定 第七条第一項（租税 条約に基づく合意が あつた場合の更正の 特例）の更正	

一
とする

○

		地 方 税 人 法 第 四 十 二 条		と あ る の は
で 決 定	は 決 定	修 正 申 告 書 の 提 出 又 は 更 正 若 し く	更 正	修 正 申 告 書 を 提 出 し 、 又 は 更 正 若 し く は 決 定 (國 稅 通 則 法 第 二 十 五 条 の 規 定 に よ る 決 定 を い う 。 以 下 この 条 に お い て 同 じ 。)
の 地 方 法 人 税 確 定 申 告 書 に 記 載 し た 、 又 は 決 定 し			更 正	租 税 条 約 等 の 実 施 に 伴 う 所 得 税 法 、 法 人 税 法 及 び 地 方 税 法 の 特 別 例 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 四 十 四 年 法 律 第 四 十 六 号) 第 七 条 第 一 項 の

(政令への委任)
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年三月三一日法律第九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日
イからハまで 略

ニ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律第三条の改正規定

三 及び四 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イからニまで 略

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イからハまで

イからハまで

イから二まで 略
木 第十八条中租税条約等の実施に伴
税法、法人税法及び地方税法の特例
する法律第十三条第四項第六号を同
号とし、同項第五号を同項第六号と
項第四号の次に一号を加える改正規
同条第五項の改正規定

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新和新業組等案於特許證第326226第1
一頁(第二号二系の部分二段)。及ぶ第一回

第三十条前条の規定による改正後の租税特別措置等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税特例法等実施特例法」という。）第三条の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(租税条約等の実施に伴う所得税法 法人税法 及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

一項から第四項まで、第二十九条並びに第三十条の規定 令和三年一月一日

律第一百四十四号) 第八条、第十二条第四项、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第一二項の又三項(三二項)。

附則第三条、第四条第二項及び第三項、第十一条第二項及び第三項、第二十七条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税

五
イ
略
口 第十三条の規定（同条中法人税法第五十一条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第一百三十九条（地価税法）（平成三年法律第六十九号）第三十二条第五項の改正規定に限る。）、第一百四十三条（第一百五十条（地方自治法）（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。）、第一百五十一条から第一百五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第一百六十三条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第一百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第一百六十四条、第一百六十五条及び第一百六十七条の規定

ハ
からヌまで
ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の二第三項の改正規定、同法第四条第一項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七条の改正規定

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）

第十四条

新租税条約等実施特例法第十条の五第六項の

規定は、令和四年

規定は、令和四年

新租税条約等実施特例法第十条の五第四項の規定は、同項に規定する異動を生じた日が令和四年一月一日以後である場合（同日の前日）において該異動に相当する事實を生じていた場合（を除く。）について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第四項に規定する該当する」ととなつた日が同年一月一日前である場合に（こま、よろ毛有判）。

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧税率等実施特例法」という。）第十五条第一項の届出書については、なお従前の例による。

第一百三十九条 第十一条の規定による改正後の方の
税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に關する法律（以下この条を
おいて「新租税条約等実施特例法」という。）
第十条の第五項の規定は、施行日以後に提出
する同項の届出書について適用し、施行日前に
提出されたものについては、この文三項の規定
は適用しない。

乃で此ノ種酒ノ物價等は、一ノ酒行ノ一部中二半の堅固皆置

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法等の一部を改正する。）及び第三十条の規定による改正前の所定の税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

る改正規定に限る)による改正前の租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定に

得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げ

置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十二条の規定（附則第一条第五号又に掲げる改正規定）による。

前の地方法人税法（以下「旧地方法人税法」、
いう。）、第十三条の規定による改正前の国税規則法、第十四条の規定による改正前の国税徵收

(政令への委任)
第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。